平成２９年（フ）第２２５号
三重県鈴鹿市小田町998番地の176、前住所三重県亀山市上野町14番10号３
債務者　濱田　健士
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５６号
滋賀県彦根市芹川町927番地１（102号）、前居所京都市南区吉祥院東砂ノ町42―３
債務者　岩口　　司
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７０４号
広島市南区向洋新町１丁目18番46号
債務者　山本　洋司
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０５号
広島市南区向洋新町１丁目18番46号
債務者　山本加代子
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６０号
広島市東区光町２丁目７番32―401号
債務者　高　　数江
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上土井幸始
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２９号
広島市安佐南区山本４丁目９番１号
債務者　中濱　英紀
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々井真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９９号
大分市賀来北１丁目15番14号（コーポ永和103）
債務者　安部　俊二
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱本　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２５２号
高知市五台山2748番地21
債務者　彼末　侑也
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５３号
高知市五台山2748番地21
債務者　彼末　育枝
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７５号
高知市横内153番地95
債務者　諏訪　智子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９２号
高知市朝倉西町１丁目11番14号　片岡コーポ１Ｆ－１
債務者　古味　奈々
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９４号
高知市春野町弘岡上295番地
債務者　竹村　佳子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９６号
高知市百石町３丁目１番33―503号
債務者　細川　道子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１００号
福岡県京都郡みやこ町豊津2121番地４　ホステル京都
債務者　和田　豊子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
千葉県八街市文違301番地4160
債務者　櫻井　敏和
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３３８号
埼玉県蕨市塚越４丁目15番９号
債務者　野川　卓也
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０５号
埼玉県鴻巣市小松１丁目８番14号
債務者　長島　理紗
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９３号
さいたま市桜区中島１丁目３番５―105号
債務者　深谷　晃嗣
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係